

令和8年第8回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和8年8月3日(月)		
場 所	大湊村役場二階『特別会議室』		
時 間	午後1時30分～2時06分		
出席委員	<p>小林 信之 会長</p> <p>北村 雅幸 委員</p> <p>高木 茂之 委員</p> <p>豊島 正祥 委員</p> <p>小松 正樹 委員</p> <p>増永 洋 委員</p>	<p>渡邊 琢磨 職務代理者</p> <p>餌取 拓未 委員</p> <p>椎川 健一 委員</p> <p>工藤 猛 委員</p> <p>佐藤 友能 委員</p> <p>佐藤 千穂 委員</p>	
出席した事務局職員	小林 豊 局長	石川 猛 主査	
議事日程	<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議事録署名委員の指名について</p> <p>4. 議 事</p> <p>【議案第87号】</p> <p>農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について</p> <p>【議案第88号】</p> <p>農用地利用集積等促進計画案(令和8年第7号)の意見聴取に対し、意見を求める件について</p> <p>【報告第2号】</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について</p> <p>5. 閉 会</p>		

審 議 内 容 局 長	只今から、令和8年第8回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会 長	<p>皆様お疲れ様です。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。昨日まで雨が続き、ようやく、太陽が見えてきたなと思っております。田んぼの穂の方も、ちょっと早めに出穂を始めて、このいだ農協の稲作情報では、タツコが9月の3日か4日くらいで、コシヒカリが9月の10日くらいに積算温度に達成するっていうふうなことで、ちょっと早い稲刈りになると思います。まず、まだ1ヶ月くらいありますので、それまで管理の方を頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、業務報告です。</p> <p>7月6日、13時30分から、役場会議室で、第1回八郎潟地区土地改良事業推進協議会に出席しております。</p> <p>7月13日、13時15分、仙台の農林水産省東北農政局に行きまして、令和9年度国営地改良事業、八郎潟地区にかかる、予算確保および農業農村整備事業の予算確保について要望してまいりました。私その他、副村長、議長、組合長、地改良区の理事長と産業振興課長が参加しております。</p> <p>7月17日、13時30分からアキタパークホテルにて、秋田県農業会議第124回常設審議委員会に参加しております。その後、15時より秋田県農業会議第50回理事会に出席しております。私からは以上です。</p>
会 長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】</p> <p>9番 小松正樹 委員 10番 佐藤友能 委員</p>
会 長	<p>議案第87号、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対し、県知事へ進達するための意見を求める件についてを上程いたします。事務局、説明お願いいたします</p>

局 長	<p>議案第87号は農業機械器具保管等の農舎を建築の為の転用手続きです。</p> <p>(議案第87号について、議案書の朗読)</p> <p>本案件は追認案件であり、周辺農地に係る営農条件への支障はないものと思われました。また、許可の検討事項につきましても特に問題はなく許可相当と思われれます。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
	休 憩 13:36 再 開 13:37
会 長	ご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第87号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第88号「農用地利用集積等促進計画案(令和8年第7号)の意見聴取に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画(案)の適否についての意見を求められたものです。
会 長	詳細の説明に先立ちまして、私から発言いたします。本案件では、農業委員が関係する案件が含まれておりますので、初めにその案件について、扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか

委員各位	異議なし。
会 長	整理番号8-167について、関係する農業委員は当該案件の審議の間、農業委員会法第31条の規定に基づき、一時退席を求めます。
	(渡邊琢磨会長職務代理退席)
会 長	それでは、議案第88号の8-167について、事務局から説明を求めます。
事務局 長	詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。
石川主査	8-167について、田6筆22,111㎡の売買を行うものです。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
増永委員	青田買というのは問題ありませんか。今、利用権設定されてて、自分で作ってるので、そのまま移動するという場合もあるかと思うんですけど、教えてもらえませんか。
石川主査	説明が不足しておりました。譲受予定者が農業公社から1耕作後の売買ということで1年の使用貸借期間を経て今回、売買という手続きに移行するものです。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	無いようですので、採決にはいります。議案第88号の8-167について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
委員各位	全員・挙手

会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	(渡邊琢磨会長職務代理着席) 次に議案第88号の1-167以外の案件について事務局の説明を求めます。
石川主査	8-165、8-166共に農業公社から1年の使用貸借期間を経て売買するというものです。 また、8-168、8-169については、農用地利用集積等促進計画第5号の一度、当委員会にお諮りして、同意を得たものでありますが、第5号の計画において総額50万円、一反歩5万円というものになっていたものを双方の同意を得た形で8-168については、田2筆を対価500万円に、8-169においては、秋田県農業公社より、同田2筆を4年耕作において10アールあたり1万5400円で引き受けたいという計画になります。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
	休 憩 13:53 再 開 14:04
会 長	ご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	無いようですので、採決にはいります。議案第88号の8-165、166、168、169について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	続きまして報告第2号の農地法施行規則、第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について、事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 長	<p>受理した農地転用届出ですが200平米未満は大潟村農業委員会の方で受理ということですので、先ほど議案87号の方で、説明させていただきました方と同じ方になります。4条申請の確認を行っていたところ、未許可の建築物があったため転用の届け出をしていたものです。転用面積は52平米となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>今日の議案審議は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>